

令和元（2019）年10月31日【木】
於 栃木県公館 大会議室

第177回 栃木県都市計画審議会

会 議 録

1. 開催日 令和元（2019）年10月31日（木）

2. 開催場所 栃木県公館 大会議室

3. 出席委員 17名

山田委員、藤島委員、大森委員、森本委員、
 榎委員、荒井委員、青山委員、吉田委員(代)、
 幸田委員(代)、原田委員(代)、齋藤委員、小菅委員、
 斉藤委員、山形委員、岩崎委員、相馬委員、板橋委員

※(代)は代理出席であり、2号委員（関係行政機関の職員）については栃木県都市計
 画審議会規程により代理出席が認められております。

午後1時30分 開会

○事務局 それでは、ただいまから第177回栃木県都市計画審議会を開会いたします。

最初に新任委員を御紹介いたします。

4号委員に栃木県議会議員 斉藤孝明委員が任命されております。

○15番（斉藤委員） よろしく申し上げます。斉藤孝明です。

○事務局 同じく栃木県議会議員 山形修治委員が任命されております。

○16番（山形委員） 山形です。どうぞよろしく申し上げます。

○事務局 同じく栃木県議会議員 岩崎信委員が任命されております。

○17番（岩崎委員） 岩崎でございます。どうぞよろしく御願いいたします。

○事務局 以上で、新たに委員となられた方の御紹介を終わります。

開会にあたり、県を代表して、熊倉県土整備部長から御挨拶申し上げます。

○熊倉県土整備部長 県土整備部長の熊倉でございます。

本日は、御多用の中、今年度第2回目となります都市計画審議会に御出席を賜り、また、日ごろより県政、とりわけ県土整備行政に深い御理解と御協力をいただいておりますことに対しまして御礼を申し上げます。

まず、去る10月12日から13日の未明にかけて、台風19号が本県を含め東日本に襲来いたしました。県内各地で道路、河川、さらには至るところで洪水が発生するなど甚大な被害をもたらしました。誠に残念なことに、この災害によりまして本県でも4名の方が尊い命を落とされましたほか、今現在も避難所における生活を余儀なくされている方がたくさんいらっしゃいます。亡くなられた方に心より御冥福をお祈りいたしますとともに、被災を受けた方に心からお見舞いを申し上げます。県土整備部といたしましては、公共土木施設の早期復旧に向けて、スピード感をもって今後全力で取り組んで参る所存でございます。

さて、都市行政につきましては、都市のスポンジ化への対応、既存集落のコミュニティの維持など、昨今の喫緊かつ新たな課題についての的確に対応していくことが肝要でございます。そこで、本県では、昨年2月に都市計画審議会に専門委員会を設置し、委員の皆様のお意見をいただきながら、今年7月には本県ならではの持続可能で賢いコンパクト・プラス・ネットワークの都市づくりを推進するため、本県が目指すべき都市構造を「スマート+コンパクトシティ」とした「とちぎの都市ビジョン」を公表したところでございます。さらに、令和3年度からの次期都市計画区域マスタープラン策定にあたりまして引き続き調査検討を進めていただいているところでございます。

本日の審議会ですが、都市計画道路の変更に係るもの1件、産業廃棄物処理施設の敷地の位置に係るもの1件、次期栃木県都市計画区域マスタープラン策定にあたりましての基本的な考え方について調査審議をいただくとともに、次期区域マスタープランの検討状況についての報告を予定しております。委員の皆様には、それぞれの専門的なお立場から広く御審議、御意見をいただきますようよろしく御願いいたします。

結びになりますが、今後とも本県の都市行政、県政全般の推進になお一層の御助言、御協力をお願い

い申し上げ、挨拶とさせていただきます。本日はよろしくお願い申し上げます。

○事務局 本日は委員20名のうち出席者は17名となっていることから、栃木県都市計画審議会条例第5条の規定による定足数に達していますことを御報告いたします。

それでは第177回栃木県都市計画審議会に付議されました議案について、御審議をお願いいたします。議事の進行につきまして、森本会長よろしくお願いいたします。

○議長 はい、わかりました。

最初に、台風19号をはじめ数々の災害で被災された皆様に、私からも心よりお見舞い申し上げます。

お手元の議事次第に沿って進めたいと思います。

まず議事録署名委員ですが、本日は2番の藤島委員、3番の大森委員にお願いしたいと思います。どうぞよろしくお願いいたします。

本日の案件としましては、お手元の「次第」にございますように、「益子都市計画道路の変更について」のほか付議案件が2件、報告案件が2件でございます。

また、審議会は、栃木県都市計画審議会規程第12条の規定におきまして、栃木県情報公開条例第7条に定めております、個人の権利利益を害するおそれがある事項などを審議する場合や、公開することにより公正かつ円滑な議事運営に支障が生じると認められる場合を除き、原則公開となっております。本日の傍聴者はいらっしゃらないということでございます。会議を進めていきたいと思います。

それでは、第1号議案「益子都市計画道路の変更について」を議題といたします。この議案につきまして、幹事から説明をお願いいたします。

○幹事（栃木県都市計画課長） それでは第1号議案について御説明いたします。「議案書」2ページの計画書並びに3ページの位置図を御覧ください。今回の変更対象路線は、3ページに赤色で表示しております「3・5・2号益子公園通り」でございます。「3・5・2号益子公園通り」は、益子町大字益子字栗崎を起点として、都市計画道路3・5・3号益子南通りと交差し、終点の益子町大字益子字野寺坪を終点とする、変更前の延長で約1,080mの幹線街路で、益子地区の南北の骨格を形成する路線の一つです。

詳細につきましては、お手元の「参考資料」を使って御説明いたします。1ページ左上の「1 位置図」を御覧ください。今回変更となるのは「3・5・2号益子公園通り」において橙色の実線で示している区間となっております。当該都市計画道路の整備状況については、赤色の実線の区間を益子町が事業を実施し、平成18年度までに整備が完了していますが、橙色の実線の区間については未整備となっております。

益子地区においては、商業施設や図書館といった都市機能の集積やまちなか居住を実現する集約型都市構造の構築に向け、位置図の中央に茶色の実線で示す町役場周辺地区において、この受け皿になる基盤整備を行う土地区画整理事業を計画するとともに、益子地区の将来像を見据え、円滑で効率的な自動車交通の処理と市街地の骨格の形成に必要な幹線街路を設置することの見直しを行ってまいりました。

その結果、「3・5・2号益子公園通り」については、「1 位置図」の橙色の実線で示す区間について、集約型都市構造への転換を目指した都市計画道路網に見直すこととし、当該都市計画道路の終点の位置を変更するものです。

1 ページ右側の「2 平面図」を御覧ください。今回の変更は終点の位置を、現計画において、平面図右下で県道益子公園線に接続する「現計画終点」と記載している位置から、平面図中央の都市計画道路3・5・3号益子南通り、県道名は下大羽・益子線となりますが、その路線との交差点部である「変更案終点」と記載している位置に変更しようとするものです。これにより、変更後の延長は平面図の中央から上に赤色で示すA区間の約390mになります。なお、B区間における県道益子公園線については、車両の円滑な走行及び歩行者等の安全確保を目的とした現道拡幅整備を実施する予定でございます。

また、1 ページ左下の「3 横断図」を御覧ください。「a」は「2 平面図」に示すA区間の道路横断図を、「b」は平面図のB区間における道路横断図をそれぞれ示しております。「a」は、今回の変更により当該都市計画道路の代表的な幅員となります。全幅員は14.0mであり、主な諸元として1車線当たりの幅員が3.0mの2車線、歩道を両側に幅員3.5mとして既に整備済みでございます。

なお、今回の県の都市計画道路の変更に併せて「1 位置図」に青色の実線で示した「3・4・3号益子石並通り」及び「3・4・4号益子中央通り」の2路線についても、町が都市計画の変更を行うこととしております。

本変更案につきまして、令和元年8月20日から9月3日までの2週間公衆の縦覧に供しましたが、意見書の提出はございませんでした。

また、本件につきましては、関係町である益子町に意見を聴取しましたところ、令和元年10月3日付けで異存ない旨の回答を得ております。

説明は以上です。御審議のほどよろしく願いいたします。

○議長 ただいまの説明を踏まえまして、委員の皆様から御質問、御意見をいただきたいと思っております。

特にないということですので、本案件については、原案どおり議決することに御異議ございませんか。

(「異議なし」の声あり)

○議長 御異議がございませんので、本件については、原案どおり議決いたします。

○議長 それでは、第2号議案「那須都市計画区域内に設置する産業廃棄物処理施設の敷地の位置について」を議題といたします。この議案につきまして、幹事から説明をお願いいたします。

○幹事（栃木県都市計画課長） 第2号議案については、お手元の「議案書」の4ページから6ページまででございます。「議案書」の6ページの位置図を御覧願います。本案件は、建築基準法第51条ただし書きの規定によりまして、民間事業者が那須町内の赤の区域に計画する産業廃棄物処理施設の敷地の位置が都市計画上支障がないかどうか御審議いただくものでございます。

詳細につきましては、特定行政庁の事務を所管しております栃木県県土整備部参事兼建築課長から御説明いたします。

○幹事（栃木県建築課長） 建築課長の竹久保でございます。

まず初めに、付議の根拠となります建築基準法第51条ただし書きについて御説明いたします。「参考資料」の2ページを御覧ください。ページの中ほどに条文を抜粋しておりますが、建築基準法第51条では「都市計画区域内においては、卸売市場、火葬場又はと畜場、汚物処理場、ごみ焼却場その他政令で定める処理施設の用途に供する建築物は、都市計画においてその敷地の位置が決定されているものでなければ、新築し、又は増築してはならない。」とされています。一方、ただし書きの規定がございまして、「特定行政庁が都道府県都市計画審議会の議を経てその敷地の位置が都市計画上支障がないと認めて許可した場合においてはこの限りではない。」とされています。「その他政令で定める処理施設」は、ページ下の枠組みに示しておりますが、本案件は一日の処理量が5トンを超える木くずの破碎処理施設であり、建築基準法施行令第130条の2の下線で示しております、第2号イに掲げられています廃棄物処理法施行令第7条で位置づけられた処理施設のうち、第8条の2に該当するものになります。

それでは詳細について御説明いたします。「参考資料」の3ページを御覧ください。本案件は、那須町において、県内建設業者から排出される廃木材等について、廃棄物のゼロエミッションに向け、適正処理と再資源化を図るために、木くずを破碎処理するための中間処理施設を新設するものでございます。

左の「1 位置図」を御覧ください。当該地の位置を赤色で示しております。場所はJR高久駅から東北東へ約500mの非線引き都市計画区域内の用途地域の指定がない地域に位置しており、周辺は山林及び農作地となっており、市街化のおそれはないと考えております。また、当該地は土砂災害特別警戒区域や急傾斜地崩壊危険区域などではないことから、災害の発生のおそれは高くない地域であると考えられます。

次に当該地への主な搬入搬出路ですが、黄色の線で示しております。位置図左側の一般国道4号から町道池田・高久駅線、一般県道豊原・高久線を経て、前面道路である町道黒田原・高久駅線を使用し、申請地に搬入搬出する経路としております。

次に「3 施設配置図」を御覧ください。敷地への出入り口部分は、隅切り部分を含め12m、敷地内の搬出入路の幅は8.2mとなっており、敷地への車両の出入りがスムーズに行えるよう十分な幅を確保しております。また敷地内に車両2台分の待機場及び荷おろし等のスペースも確保しております。施設前面の道路ですが、交通量は少ない状況ですが、搬入搬出時の安全対策として誘導補助員を配置することで、周辺交通へ配慮する計画としております。

次に右上「2 施設の概要」を御覧願います。事業者は、県内建設現場等から排出される廃木材を回収し、破碎処理を行い、チップ化した木材をボイラー燃料として売却するものでございます。

本施設における処理の主な流れですが、保管場所において異物を除去した後、廃木材を破碎機に投入し、金属類を取り除きながらチップ化を行います。破碎時に発生する粉じんについては、飛散防止

カバーを装着した破砕機を使用するとともに、必要に応じ散水を行うことで、粉じんの周辺への飛散を防止することとしています。また、破砕時に選別される金属くずについては、売却されることになります。

当該産業廃棄物処理施設の処理能力は、一日当たり88.26トンの処理能力を有しておりますが、実稼働時間等から、一日当たり20トン进行处理する計画としています。

「3 施設配置図」を御覧ください。計画敷地は赤線で示した範囲であり、敷地南側に破砕機及び木くずチップを保管する建築物、東側に搬入した廃木材を保管する建築物、北側に管理事務所、合計3棟を建築する計画となっています。また、排水については、敷地内で浸透処理する計画としており、敷地外への排水はありません。

次に、地元との調整につきましては、周辺3自治会への説明会を実施し、環境保全を含め施設の設置の了解を得ており、3自治会と公害防止協定を締結しております。

最後に周辺地域の生活環境に及ぼす影響についてですが、「廃棄物の処理及び清掃に関する法律」に基づき、騒音及び振動に関する「生活環境影響調査」を実施し評価を行っていますが、いずれも基準等を下回っており、周辺地域の生活環境への影響はないものと考えております。

以上のことから、「本施設の敷地の位置については都市計画上支障がないもの」と考えております。

第2号議案の説明は以上でございます。御審議のほどよろしくお願いいたします。

○議長 ただいまの説明を踏まえまして、委員の皆様には審議を進めていただきたいと思います。御質問、御意見がございましたらお願いいたします。山田委員お願いします。

○1番（山田委員） 農業会議の山田と申します。先ほどの説明で周辺環境には影響がないということで安心しているところですが、この敷地の南の町道を挟みまして、南側には優良農地として整備した地域が広がっています。その水田における営農に支障がないように、今後も配慮いただければと思いますのでよろしくお願いいたします。

○幹事（栃木県建築課長） 事務所から排出されるし尿と雨水等がございますが、いずれも敷地内で処理するとしております。周辺に影響が出ないように適切に対応するよう、許可にあたり改めて指導してまいりたいと考えております。

○議長 そのほかにいかがでしょうか。藤島委員お願いします。

○2番（藤島委員） 足利大学の藤島です。よろしくお願い致します。先ほど、生活環境調査を行った結果、近隣には影響がないというお話がありましたが、具体的な数値としてはどの程度だったのか教えていただけますか。

○幹事（栃木県廃棄物対策課長） 廃棄物対策課長の笹川でございます。生活環境影響調査を行いました。騒音については現況が44～51dB。こちらは基準値が65dBです。予測値としては44～51dBが56～65dBで、基準値内におさまる数値となっております。

振動につきましては、現況が17～28dB。これが45～51dBの予測で、こちらも基準値は65dBで、基準値内におさまっています。

○2番（藤島委員） ありがとうございます。

○議長 ほかにいかがですか。

ほかに御意見がなければ、本案件については、都市計画上支障がない旨、知事に答申することに御異議はございませんか。

(「異議なし」の声あり)

○議長 御異議がございませんので、本案件については、都市計画上支障がない旨を知事に答申いたします。

○議長 それでは、第3号議案『次期栃木県都市計画区域マスタープラン』の策定にあたっての基本的な考え方について」を議題といたします。

この件につきましては、議案書の8ページにございますように、平成30年2月9日に栃木県知事から本審議会宛てに諮問がありましたので、本審議会ですら最初から議論するのではなく、その前に学識経験者に調査検討を行っていただくこととし、「栃木県都市計画区域マスタープラン専門委員会」を設置したところでございます。本日は、同専門委員会からこれまでの調査検討した結果をとりまとめた報告書が提出されております。専門委員会から報告をいただいた後に、栃木県知事から諮問を受けた内容について本審議会として答申内容の審議をお願いしたいと思います。

それでは、同専門委員会の委員長でもあります大森委員から御報告をお願いしたいと思います。

○3番(大森委員) 大森でございます。それでは、平成30年2月に知事から諮問がありました「次期『栃木県都市計画区域マスタープラン』の策定にあたっての基本的な考え方」についての専門委員会における調査結果を御報告いたします。

議案書の9ページを御覧ください。専門委員会におきましては、「1 調査事項」に示しているとおり、「①都市づくりに関する考え方」、「②都市計画区域や区域区分に関する考え方」について、これまで7回の委員会を開催し、検討を進めてきました。①の「都市づくりに関する考え方」については、本年2月の第175回都市計画審議会にて既に御報告したところです。本日は、残りの②の「都市計画区域や区域区分に関する考え方」について調査検討した結果を御報告させていただきます。

調査検討結果につきましては、「議案書別冊」により御説明させていただきますので、「議案書別冊」を御覧ください。調査事項①の「都市づくりに関する考え方について」は、本年2月に報告済みですので簡単に御説明いたします。

「議案書別冊」の1ページをお開きください。本県をはじめとする地方都市においては、近年、人口減少・超高齢社会の進行、都市のスポンジ化への対応や既存集落におけるコミュニティの維持、頻発・激甚化する自然災害への対応など、より深刻化している問題や新たな課題が生じています。これらの課題に対応する本県ならではの都市づくりを進めていくために、21ページのイメージ図に示すように都市機能や居住機能をバランスよく集積した複数の拠点地区を形成するとともに、それらの拠点を公共交通ネットワークなどにより連携強化することにより、快適・便利に暮らしやすく、また環境にもやさしく、効率的な都市経営を図り、持続可能で賢いまちづくりを推進する「とちぎのスマート+コンパクトシティ」を目指すことを都市づくりの基本的な考え方といたしました。

なお、前回開催した第176回都市計画審議会において県から報告があったように、本考え方を踏まえて、本日配付いただいている「とちぎの都市ビジョン」が策定されています。

続きまして、調査項目②の「都市計画区域や区域区分の考え方について」御説明いたします。「議案書別冊」の35ページをお開きください。本県では、一体的な都市として整備、開発及び保全する必要がある区域として、37ページの栃木県都市計画区域図に示すとおり、区域区分を定めている黄色で示す宇都宮都市計画区域をはじめとする3つの線引き都市計画区域と、区域区分を定めていない薄緑色で示す14の非線引き都市計画区域があります。これらの区域について、人口減少・超高齢社会の進行、産業や開発の動向、社会基盤の整備状況など都市環境の変化に対応した次期都市計画区域マスタープランを策定する必要があります。このため、この都市計画区域や区域区分に関して、都市計画区域を統合や拡大をする必要性、都市計画区域マスタープランに定める区域区分の決定の有無について総合的に検討し、次の4点をその基本的な考え方としました。

(1) 都市計画区域の統合についてです。栃木市や鹿沼市につきましては、37ページの図に示すとおり、市町村合併により線引き都市計画区域と非線引き都市計画区域が併存していることから、都市計画区域を統合する必要性について検討しました。どちらの市においても、地形などの自然的条件や買い物などの日常生活圏といった視点から都市のつながりを勘案すると、それぞれの都市計画区域で都市圏が成り立っております。このため、引き続きそれぞれの都市計画区域のまま整備、開発及び保全することが合理的であることから、同一の都市計画区域とする必要性は低いと判断されます。このことから、都市計画区域を統合する必要性は低いと判断いたしました。

続いて(2) 都市計画区域の拡大についてです。佐野市、鹿沼市、日光市、大田原市、那須塩原市、那須烏山市及び那珂川町につきましては、37ページの図に示すとおり、1つの行政区域の中に薄緑色で着色している都市計画区域と白色の都市計画区域を指定していないいわゆる都市計画区域外の土地がございます。このため、これらの都市計画区域外の土地について、都市計画区域を拡大して指定する必要性について検討しました。これらの都市計画区域外の土地については、どの市町においても、農振法や森林法など他法令による土地利用の規制により、優良な農用地や良好な自然環境等が維持保全されており、一体の都市として整備、開発及び保全をする必要性は低いと判断されます。このことから、都市計画区域を拡大する必要性は低いと判断いたしました。

続きまして36ページをお開きください。(3) 線引き都市計画区域における区域区分の決定の有無についてです。37ページの図に示すとおり、宇都宮、足利佐野、小山栃木の3つの線引き都市計画区域につきましては、区域区分を定めてきたことにより市街化区域内の人口密度が高く維持され、店舗や病院などの都市機能の集積が図られております。また、道路や公園などの公共施設の整備についても効率的に行われてきたことから、これまで区域区分を定めてきた効果がございます。一方で、市街化区域内で市街化調整区域に近接した地域、市街化区域内の端の部分ですが、そこでは人口や世帯数が増加している傾向が見受けられます。このため、区域区分を廃止した場合には、市街化調整区域に無秩序に市街地が拡散する恐れがあり、目指していくべき集約型の都市構造の実現に影響を及ぼす可能性が高いと考えられます。このことから、3つの線引き都市計画区域につきましては、引き続

き区域区分を定める必要性が高いと判断いたしました。

最後に、(4) 非線引き都市計画区域における区域区分の決定の有無についてです。37ページの地図の薄緑色で示す14の非線引き都市計画区域につきましては、これまで用途地域を指定してきたことで、一定の都市機能や居住がまとまった利便性の高い市街地が形成されてきました。この14の非線引き都市計画区域について、人口、産業及び開発の動向などを考慮すると、無秩序に市街地が拡散する可能性は低く、引き続き用途地域の指定などの手法により良好な市街地を維持することが可能であると考えられます。このことから、これら14の非線引き都市計画区域につきましては、区域区分を定める必要性は低いと判断いたしました。

以上が専門委員会における調査結果でございます。

○議長 御説明ありがとうございました。ただいまの栃木県都市計画区域マスタープラン専門委員会から報告のありました内容について、皆様から御質問、御意見がございましたらお願いします。板橋委員お願いします。

○19番(板橋委員) 都市計画という立場からの検討とすれば、至極妥当な結論だろうとは思いますが。ただ現実問題として、各地区においていろいろな地域開発を行う場合、今の市街化調整区域と用途地域の制限があって自由に開発行為ができないために、いろいろな事業者が進出したいと思っても進出できないという現実がある。人口が増加している時代における都市計画の設定だったわけですが、人口が減っているこういう時代になってからは、市街化調整区域をあまりに守るという形でやっていた場合、地域の発展を逆にそれが抑制している事例がたくさんある。この結論は、都市計画という立場からすれば誠に妥当だと思いますが、地域開発、自由な土地利用ということから考えると逆行しているような気がします。そこら辺はどうお考えですか。

○3番(大森委員) 御質問ありがとうございます。そういった新たな開発の場所が制限されていることに対する御質問でしょうか。

我々専門委員会としては、「とちぎの都市ビジョン」に沿ったまちをつくっていくためには、都市計画区域の統合や拡大、区域区分の決定の有無等に関しては、先ほど説明した方法でやっていくのがベストではないかと判断したところでございます。

○議長 では私から全国的な傾向という話をいたしますと、国土交通省が人口減少社会に対応するまちづくりのあり方ということで「コンパクト+ネットワーク」という大きな方針を出し、各自治体は立地適正化計画というコンパクトシティをつくるための計画を策定して、それに向かって邁進しているところでございます。今回の決定はそれを支える非常に大きな都市計画上の枠組みであると認識しております。今、板橋委員からありました個別のいろいろな事情というのは恐らくあるだろうと私も認識しておりますが、そういうものは個別に調整しながら、都市計画としては一貫してコンパクトで元気なまちづくりをしていくというのが栃木県の方針だと私自身は理解しております。そのように御理解いただけると幸いです。

○19番(板橋委員) コンパクトシティということがこの間マスコミで報道されていましたが、コンパクトシティと言われて随分経つのですが、実現しているところがどこにあるのか。どこもコンパク

トシティは実現されていないではないか。コンパクトシティそのものが具体的な地域問題の解決策になるのかというところまで踏み込んでいかないと。コンパクトシティありきでやっても、現実問題として栃木県内でコンパクトシティが実現したところはあるか。

○議長 コンパクトシティというのは時間軸上での都市の集約化の方針で、コンパクトシティがあるかないかという、総体的に考えると私はコンパクトシティになっていると理解しています。線引き制度の中でまちづくりをしてきた我が国そのものが、コンパクトなまちづくりをこれまでも目指したものであると理解しています。

もう一つは、立地適正化計画をつくられたのは最近で、コンパクトシティの成果は10年後、20年後に出ると理解していますので、今コンパクトシティがあるかないか議論をするのはかなり拙速だと理解しています。

もう一つ、全ての町がコンパクトシティになる必然性は全くないと思います。コンパクトシティを目指すべきまちと、コンパクトシティではなく自然との融和を考えるべきまちもあります。そういったまちはそれぞれの自治体単位でどんなまちを目指すかをつくっているわけで、我々としてはそれを支えていくという立場にあるかと思います。

○19番(板橋委員) では、栃木県内で、これが理想的な形まではいかないにしても、コンパクトシティ的な形ができているというところはどこにありますか。

○議長 栃木県の中でいうと、例えば宇都宮市は「ネットワーク型コンパクトシティ」という方針を約10年前から出してきていまして、それに合わせて都市機能誘導区域とか、今回のLRTの整備もその中の一貫だと理解しています。

○19番(板橋委員) 理解はしていますが、現実問題として仕上がっているところはないんですよ。

○議長 あるかないかというのは、研究者の中ではそれを目指すべきという回答をしているのであって、あるかないかというのは拙速に決めることはできないと思います。

○19番(板橋委員) それは考え方の違いですからいいのですが、我々からすると絵に描いた餅に過ぎない。それをもとにして、先ほども言ったように地域外の開発等ができないために自由な産業の進出が現実問題として抑制されているということになってくると、果たしてそういうものの見方そのものもいいのかということを考えざるを得ないというのが、正直な感想です。そういうことで課題はたくさんあるので、このプランそのものが本当に効果のある結論なのかということに対しては疑念を持たざるを得ないというのが正直なところですよ。

○議長 意見という形でよろしいでしょうか。

○19番(板橋委員) はい、結構です。

○議長 ただいまの意見に関して事務局から何か補足説明はございますか。

○事務局(栃木県都市計画課技術総括) 都市計画課です。ただいま委員や会長からいろいろお話がありました。確かに今、栃木県においても人口は減少しています。これは事実でございます。ただ、人口が減って人口密度が低下いたしますと、今まで立地している産業なり店舗なりの便利施設が立地しにくくなるという現実も一方ではございます。委員がおっしゃられるように地域活性化のための開

発が必要だということもあるとは思いますが、今は個々の開発の課題を拡大して都市全体のレベルにあてはめて論じるより、個別の開発については適切な土地利用が図れるよう個別の対応とし、全体としては市街地を拡散しないように、都市機能が拡散しないように、居住地域が拡散しないように土地利用を誘導していくというところは必要だと思いますが、全ての開発を抑えるということではなくて、必要な開発は適切に誘導していこうと考えております。そのような方針で私どもはこれからもまちづくりに取り組んでいこうと考えております。

○議長 そのほかにいかがでしょうか。ではお願いします。

○13番（齋藤委員） 矢板市長の齋藤でございます。板橋先生から、コンパクトシティでうまくいっているところがあるのかというお尋ねがございました。私も小さい町の首長をやらせていただいて3年半になりますが、うまくいっているかという、矢板市も含めて大変厳しい状況にあると思っています。コンパクトシティといいますと、まちの周辺部や中山間地域にお住まいの方は、俺たちは必要なのか、住んではいけないのかと誤解をお持ちの方が多少なりとも出ている状況です。ただ、これから人口が減少し高齢化が進んでいく中では、やはり効率的・効果的な土地利用・都市計画を進めていかななくてはならないと私自身思っているところでございます。

そういった中で今、「とちぎの都市ビジョン」について御説明をいただいたところですが、「とちぎの都市ビジョン」の説明を伺っていて、栃木県ならではのポイントは、単なるコンパクトシティではなくて「とちぎのスマート+コンパクトシティ」だと。先ほど森本会長から、宇都宮市の事例でネットワーク型のコンパクトシティというお話がありました。例えばこの表紙を見ても、例えば道路だったり、宇都宮市はLRTなのかもしれませんが、そういったところできちんとネットワークを組みながら、周辺の地域もとりこぼすことなく都市計画、まちづくりを進めていくのだということが、巷間で言われているコンパクトシティと今回の「都市ビジョン」の違いなのかなと思いました。

大森先生には、もう一度ネットワークの部分について、こんなところを考えてみたとか工夫したというところを聞かせていただければ、私もよく理解できると思いますが、お尋ねしてよろしいでしょうか。

○3番（大森委員） 御質問ありがとうございます。栃木県に限らず、ネットワーク型というか、複数の都市圏をネットワーク化する必要があります。もちろん栃木県のコンパクトシティに関しても、ネットワークを強化して周辺の複数の都市計画都市圏をつないでいくこととしており、それに今回はスマートという考え方をプラスしています。スマートシティという考え方が今世界的に広がってしまっていて、新しい技術をまちづくりにも活用し、ネットワーク性も更に新しい技術で高めていこうというところは今回の中にも含まれているところでございます。

○議長 そのほかにいかがでしょうか。よろしいでしょうか。

幾つか御質問、御意見をいただきましたが、本件について、提案されたものについては了承するという形でよろしいでしょうか。

（「異議なし」の声あり）

○議長 では、特に異存がございませんので、この内容で知事に答申することといたします。

なお、専門委員会につきましては、都市計画区域マスタープランが策定されるまでの期間が任期となっておりますので、引き続き都市計画区域マスタープランの内容について調査をお願いすることとなりますので、よろしくお願いいたします。

以上をもちまして、本日の議案の審議を終了いたします。本日審議いただきました議案につきましては、直ちに答申の手続きをとりますので御了承願います。

続きまして報告事項に移ります。報告第1号「都市計画区域マスタープランの検討状況について」、事務局から説明をお願いします。

○事務局（栃木県都市計画課技術総括） それでは報告第1号「都市計画区域マスタープランの検討状況について」御説明いたします。第177回栃木県都市計画審議会報告資料の報告第1号というインデックスのついた資料の1ページ目を御覧ください。

初めに「1 都市計画区域マスタープランの概要」を御説明いたします。都市計画区域マスタープランとは、都市計画法に基づきまして都市計画区域ごとの都市の将来像や都市計画の決定の方針について、広域的な観点から概ね5年ごとに県が定めるもので、次期都市計画区域マスタープランを令和2年度に策定することとしております。策定にあたりましては、今年7月に策定した「とちぎの都市ビジョン」の考え方を反映することとしております。

また、各市町におきましては、都市計画区域マスタープランに即して、地域に密着した見地から総合的かつきめ細かな市町の都市計画の方針として「市町村都市計画マスタープラン」を定めることとなります。

次に「2 策定のポイント」ですが、これまでの「役割に応じた拠点づくり」などの方針を継承していくとともに、ICTなどの新技術を活用したスマートシティの考え方を加え、「とちぎの都市ビジョン」で掲げた多核ネットワーク型の都市構造「とちぎのスマート+コンパクトシティ」の実現に向けて、概ね20年後の都市の姿を展望した都市計画の方針を定めることとしております。

続いて「3 策定スケジュール」を御説明します。2つ目の点の行にあるとおり、本日の審議会で非線引きの都市計画区域マスタープランの原案を御報告させていただき、線引きの都市計画区域マスタープランにつきましては、次回の第178回都市計画審議会において報告させていただく予定としております。御報告後は、関係市町の意見を聞きつつ、住民説明会や縦覧等の手続を行った後、本審議会において御審議いただいた上、令和2年度末に都市計画決定したいと考えております。

次に2ページ目を御覧ください。先ほども御説明がありましたが、ここでは本県の都市計画区域を示しております。本県の都市計画区域は全部で17区域ございます。内訳は、線引き都市計画区域が3区域、非線引き都市計画区域が14区域となっております。図の薄緑色で示した区域が今回御報告させていただく14の非線引き都市計画区域でございます。

次の3ページ目を御覧ください。ここでは非線引き都市計画区域マスタープランの基本的な構成と、各都市計画区域に共通する主な内容について記載しております。また、アンダーラインの部分は今回の都市計画区域マスタープラン原案の作成において、現プランから変更もしくは追加した箇所となります。

記載のとおり、都市計画区域マスタープランは大きな項目として「1 都市計画の目標」、「2 区域区分の決定の有無及び区域区分を定める際の方針」、「3 主要な都市計画の決定の方針」、4ページの「4 都市づくりの実現に向けて」の4つの項目で構成しています。

3ページに戻りまして、「1 都市計画の目標」から御説明いたします。この項目は「1-1 目標年次及び都市計画区域の範囲・規模」から「1-5 地域ごとの市街地像」までの5つで構成されています。

初めに1-1の「目標年次」につきましては、国勢調査が実施された平成27年（2015年）を基準年として、そこから20年後の都市の姿を展望した上で、基準年から10年後の令和7年（2025年）を目標年次としております。

1-2の「区域の現状及び課題」では、都市計画基礎調査や国勢調査等に基づき、都市づくりの課題等について整理した上で、1-3の「都市づくりの基本理念」として「とちぎの都市ビジョン」の基本目標に対応した5つの基本理念を掲げております。

この基本理念に基づいて、1-4の「本区域の将来都市構造」として多核ネットワーク型の都市構造「とちぎのスマート+コンパクトシティ」の実現を目指すこととし、都市の核となる地区やコミュニティの中心となる地区などを役割に応じた拠点地区として、また、これらを結ぶ主要な交通ネットワークを各連携軸として、1-5の「地域ごとの市街地像」に位置づけております。

続いて2つ目の大きな項目となりますが、「2 区域区分の決定の有無及び区域区分を定める際の方針」では、現在の非線引き都市計画区域については引き続き区域区分を定めないとする方針を記載しております。

次に「3 主要な都市計画の決定の方針」という大きな項目の中には、「3-1 土地利用に関する主要な都市計画の決定の方針」から次のページになりますが「3-5 都市防災に関する方針」までの5つの方針がございます。

3ページに戻りまして、3-1の「土地利用」については、住宅地や商業地、工業地などの配置についての方針を記載しております。その中で、公的不動産などの既存ストックの有効活用や市街地内農地の保全・活用を今回追加しております。

次に4ページに移りまして、3-2の「都市施設の整備」については、施設の配置の方針や整備目標を記載しており、その中で自動運転やパーソナルモビリティなどの新技術の活用や、重要物流道路についての記載も今回追加しております。

次に3-3の「市街地開発事業」ではその整備の方針、3-4の「自然環境の整備又は保全」では緑地などの配置や保全、そしてその利活用の方針について記載しております。

3-5の「都市防災」では、防災拠点の配置やその機能の確保、緊急輸送道路の整備など、ハード・ソフトを含めた防災・減災対策に関する方針について記載しており、その中で水害や土砂災害など災害発生のおそれのある区域については、新たな市街化を抑制するなどとしております。

最後の「4 都市づくりの実現に向けて」においては、都市計画区域ごとの将来都市構造を実現するための基本方針と実現化方策を記載しております。

次期都市計画区域マスタープランの構成については以上となります。

ここで、具体の次期都市計画区域マスタープランの原案について御説明しますが、時間の関係もございますので、14 ございます非線引き都市計画区域の中から那須塩原都市計画区域を5 ページの概要版に基づき御説明させていただきます。

まず「(1) 都市計画区域の現状」として、人口や高齢化率などを掲載しております。那須塩原都市計画区域については、平成27年(2015年)に人口減少に転じる一方で、高齢化率は上昇し続けており、令和17年(2035年)には概ね3人に1人が65歳以上の高齢者になると推計されております。

続いて「(2) 将来都市構造」には、タイトルのとおり本区域の将来都市構造を掲載しております。那須塩原都市計画区域は、広域交通ネットワークが形成されており、県北地域でも有数の産業集積地や塩原温泉郷といった観光資源など、魅力ある多くの地域資源を有する区域でもございます。こうした地域の魅力や強みを生かしながら「とちぎのスマート+コンパクトシティ」を目指すこととしております。

次の「(3) 地域ごとの将来像」では、各拠点地区や連携軸の具体的な位置づけについて記載しております。6 ページには、それらの拠点地区や連携軸を記した将来市街地像図がございますので御覧ください。新幹線の停車駅があるJR那須塩原駅周辺を高度で多様な都市機能を集積させる広域拠点地区として、JR西那須野駅周辺などを日常的な都市機能が一定程度集積する地域拠点地区として位置づけております。また、これら拠点地区を囲む周辺のコミュニティの中心となる住居系の地区などを生活拠点地区として位置づけ、既存の工業団地は産業拠点地区として、塩原地区などは観光レクリエーション拠点地区として位置づけております。

こうした拠点地区や周辺都市間を結ぶ連携軸として、東北新幹線や高速道路の東北縦貫自動車道、国道4号などを広域連携軸に、宇都宮線などのJRの在来線や県道の矢板・那須線などを都市間連携軸に位置づけております。

残る13の都市計画区域につきましても同様に概要版をお配りしておりますが、時間の関係もございますので説明は省略させていただきます。

また、那須塩原都市計画区域マスタープラン原案の本編を報告資料別冊としてお配りしておりますので、後ほど御確認いただければと思います。なお、そちらを開きますとタイトルが「都市計画区域の整備、開発及び保全の方針」となっております。これは、都市計画区域マスタープランを都市計画法では「都市計画区域の整備、開発及び保全の方針」と規定しているため、このように記載しているものでございます。

報告第1号「都市計画区域マスタープランの検討状況について」は以上のとおりとなります。よろしく申し上げます。

○議長 ありがとうございます。ただいまの事務局からの報告事項について、専門委員会において調査検討を行っておりますので、先ほどの説明を受けて大森委員から補足することはございますか。

○3番(大森委員) 先ほども御説明いたしましたように、専門委員会ではこれまで7回の委員会を開

催して調査検討してまいりました。本日、事務局から御説明がありました14の非線引きの都市計画区域マスタープランの内容については、今日は時間の関係で那須塩原についてのみ少し詳しく紹介しただけですが、14の各都市計画区域の特徴を反映し、また委員会内での意見等も適切に反映されているということでございます。

また、先ほどのネットワークの話ですが、ただいまも御説明がありましたように、各都市計画区域内の拠点間のネットワークのみならず、周辺の都市計画区域との広域的なネットワークの面も考えた内容となっております。以上でございます。

○議長 それでは、この件につきまして皆様から御質問はございますか。板橋委員お願いします。

○19番(板橋委員) ネットワークの話で、那須塩原の場合、幾つかの工業団地だとか観光地という話がありましたよね。その程度のネットワークならいいのですが、現実として集落の問題を考えたときに、コンパクトシティをつくるだけのエネルギーがないのです。そうすると、那須塩原の場合はこのところだけをつなげばスマートシティということになるのか、農村集落との連携をどうするのか、これからどのように取り組んでいくのかを考えていかないと。確かにこの形だけからすればコンパクトシティ・スマートシティと連携がとれるけれども、そうでないところは集落をつくるエネルギーがないから、そういうところをこれからどう吸収していくのかというところまで考えていかないと、本当の意味でのスマートシティ・コンパクトシティの実現にならないと思います。そこがこれから一番大きな課題になってくると思います。

○議長 ありがとうございます。今非常に大切な御指摘をいただきましたので。きょうは「とちぎの都市ビジョン」という資料が配られているのですが、板橋委員、この30ページを見ていただけますか。「とちぎのスマート+コンパクトシティ」のイメージ図という形で、広域の拠点もあれば地域の拠点もあるし、今まさしく御指摘いただいた小さな拠点ということで中山間地域で暮らしていくのに必要な機能を集める場所、こういうものを結んでいきたいと思いますというのが大きな方針でございます。

一方で、それでもなかなか難しいだろうということも恐らく出てくるだろうということで、32ページにはスマートシティのイメージとして、中山間地域での見守りの仕組みや、さまざまな科学技術を上手に駆使しながら県土全域にわたってきめ細かい対応していくというのが大きな方針になっています。いただいた意見を参考にしながら、専門委員会ですらに議論を進めていただければと思います。事務局から何か補足はございますか。

○事務局(栃木県都市計画課技術総括) 同じく「とちぎの都市ビジョン」の25ページに「小さな拠点のイメージ」という記載がございます。こちらはまさに先ほど会長が言われたところで、いわゆる郊外部、市街化調整区域だったり、非線引き都市計画区域でいえば白地、用途地域のないところにあるような既存集落に対応するための考え方でございます。そういう集落においても一定程度集落性を持たせてコミュニティを継続させる。そのためには、集落であっても拡散してしまうとなかなか難しい部分があるので、集落を維持していく取組が必要だろうということで、このような考え方を盛り込ませていただきました。

○19番(板橋委員) 連携をとりますと書くのは簡単だけれど、現実問題としてバスひとつだって動

いていない。それこそ本当に絵に描いた餅になってしまうので、そんな計画だっただけならいい。現実問題として、交通手段としてバスをどう配置していくのかというところまできちんと考えていかなければ、連携をとれる形にはならないだろう。

○事務局（栃木県都市計画課技術総括） 委員御指摘のとおりだと思います。都市計画区域マスタープランは都市計画区域の最上位となる方針を定めるもので、この都市計画区域マスタープランに即して、市町村都市計画マスタープランが定められた上で個別の都市計画が決定され、それらに基づき具体的な取組を実践していくこととなります。今回御説明した都市計画区域マスタープランは、スマート＋コンパクトシティとして栃木県ならではのコンパクト＋ネットワークの実現を目指し、拠点をコンパクトにしていくことと、それらをネットワークで結んでいく方針を示していますので、その実現に向けて今後、具体的な取組みが展開されていくと考えています。

○19番（板橋委員） まあいいでしょう。

○議長 非常に重要なことですから、こういうことは議論していただいた方がよろしいかと思ひます。ほかにいかがでしょうか。

人口減少社会と言われていて大きく人口が減る中で、持続可能なまちづくりは大変大きな課題でございます。収入もそうですし、広大な県土を支えていくお金もかかります。実効性のある計画でなければ当然だめです。この辺は皆様からお知恵を出していただきながら、今板橋委員が言われたように絵に描いた餅と言われぬように、実効性を持たせることをぜひこれからも議論いただければと思ひます。大森委員、今日の議論を持ち帰ってまた専門委員会でご議論いただければと思ひます。

○19番（板橋委員） 先ほど言ったように、先生方は都市計画の専門家ですし、都市計画の重要性はよく認識されているので、これを促進する形でいろいろなプランをつくっていただいているが、都市計画があることで逆に地域の開発が抑制されているとか、思うような地域開発ができないということを感じてきている。そういう意味では、都市計画だけ規制していいのかという気があるので、ちょっと厳しい話をした。都市計画に対しては、そここのところについてもっともっと柔軟性のある取り組み方が望ましいという感じを持っているということだけは、よく理解してもらいたいと思ひます。

○議長 ありがとうございます。ほかにいかがでしょうか。よろしいでしょうか。

それでは、これ以上御意見がございませんので、事務局から報告のありました非線引き都市計画区域マスタープランについては、引き続き関係する市町から意見を聞きながら、市町別に住民説明会や縦覧などの都市計画の進め方についてということでもよろしいでしょうか。

（「はい」の声あり）

○議長 では、御異議がございませんので、事務局からの報告のとおり進めていただければと思ひます。

○議長 続きまして、報告第2号「市町村の都市計画決定案件について」事務局から報告をお願いいたします。

○幹事（栃木県都市計画課長） 報告第2号「市町村の都市計画決定案件について」御報告いたします。

資料は、お手元の「第177回栃木県都市計画審議会報告資料」の表紙をめくっていただいたページの報告番号2を御覧願います。今年7月30日から10月30日までの間に、市町村が都市計画決定を行った案件について報告するものでございます。

次に、報告第2号のインデックスがついている中表紙をめくっていただいて、1ページを御覧ください。こちらの表は、市町村ごとに都市計画決定の件数を計画種別ごとに集計したものでございます。計の欄に記載したとおり、土地利用に関するものが4件、都市施設に関するものが2件、合計6件の都市計画決定がされております。

なお、それぞれの計画の概要につきましては2ページ目に、位置図については3ページ以降に添付しておりますので、後ほど御覧いただければと思います。

報告は以上でございます。

○議長 ありがとうございます。報告ということですので、後ほど御確認いただければと思います。

以上をもちまして、本日の議事を終了いたします。委員の皆様には活発な御意見をいただき、また御審議をいただきありがとうございました。

それでは進行を事務局にお返しいたします。

○事務局 長時間にわたり御審議いただきありがとうございます。

本日用意いたしました資料が不要な場合には、そのまま机の上に置いていただいて結構でございます。

以上をもちまして、本日の審議会を閉会いたします。本日は大変ありがとうございました。

午後2時45分 閉会